

茨木市

公民連携推進ガイドライン

(民間提案制度実施要領)



茨木市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

令和5年（2023年）4月

目次

1	本ガイドラインの位置づけ	2
1-1	策定目的.....	2
1-2	民間提案制度の創設.....	2
2	公民連携に関する基本的な考え方について	3
2-1	公民連携の分類・整理	3
2-2	公民連携の推進に向けた市の基本姿勢.....	4
2-3	連携協定の積極的な活用.....	4
3	公民連携民間提案制度の創設について	5
3-1	民間提案制度の概要	5
3-2	提案を募集する内容	6
3-3	対象外となる提案.....	6
4	提案制度（提案者の資格要件）	7
4-1	提案者の参加要件.....	7
4-2	提案者の制限	7
5	提案制度（提案区分）	8
5-1	提案区分について.....	8
5-2	協働型提案.....	8
5-3	契約型提案.....	8
6	提案制度（協働型提案の事業化に向けた流れ）	9
6-1	概要（協働型提案）	9
6-2	詳細な流れ（協働型提案）	10
7	提案制度（契約型提案の事業化に向けた流れ）	13
7-1	概要（契約型提案）	13
7-2	詳細な流れ（契約型提案）	14
8	その他留意事項等	16

1 本ガイドラインの位置づけ

1-1 策定目的

少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの変化、新型コロナウイルスへの対応など、複雑多様化する社会課題や市民ニーズに対して、行政だけできめ細かく対応することは困難な状況であり、事業者や大学など多様な主体との連携がより重要となっています。

そのような課題意識を背景に、本市では、第5次茨木市総合計画後期基本計画において、多様な主体と連携した協働のまちづくりに取り組むことを明記するなど、行政の手法の一つとして**公民連携**を位置づけ、各部局で推進してきました。

一方で、SDGsの推進やCSR、ESG経営などの考え方が社会的に浸透することに伴い、行政と連携して地域の課題解決や活性化に取り組む意志を持つ事業者がますます増加しています。

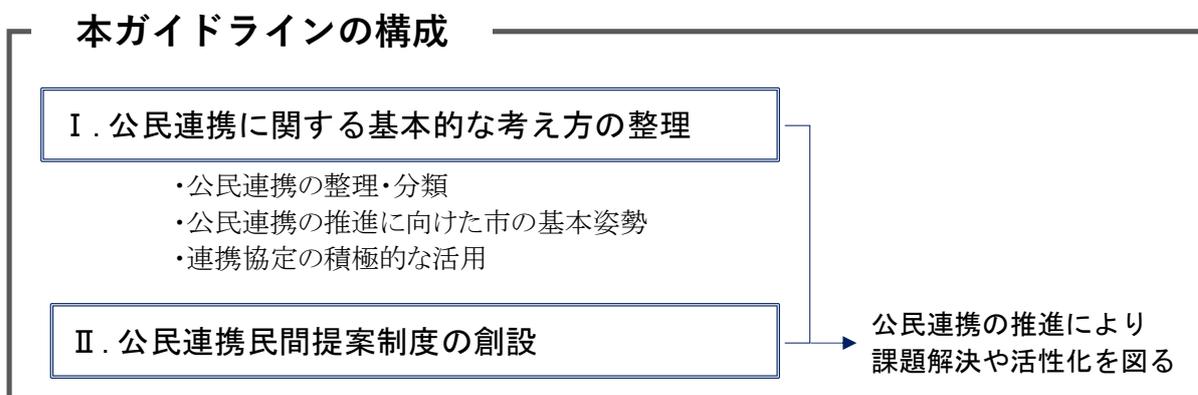
以上を踏まえ、事業者との適切で持続可能なパートナーシップ関係のもと、住民サービスの向上に向けて、共に新たな価値を創造していく「共創」の可能性をさらに広げていくため、市の公民連携に関する基本的な考え方やプロセス等に関するガイドラインを策定し、公民連携のさらなる推進を図ることとします。

1-2 民間提案制度の創設

公民連携事業の積極的な事業化に向けたプロセスとして、今後さらなる増加が予想される事業者からの様々な提案を、市として受け止め、本市の政策課題や連携ニーズに結び付ける仕組みを立ち上げます。

これにより、事業者が有する強みや資源を活かした、自由な発想に基づく公民連携提案を積極的に募集・活用し、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上を図ろうとするものです。

図表1 ガイドラインの構成



2 公民連携に関する基本的な考え方について

2-1 公民連携の分類・整理

一口に「公民連携」と言っても、公と民との連携には様々な形があります。自治会やNPO法人などの市民活動団体との連携、大学・学生との連携、営利・非営利を問わず様々な連携の可能性がある民間事業者との連携など、多様な主体との様々な連携の形について、「公民連携」という言葉が用いられています。特に民間事業者との連携に関しては、業務委託、広告事業、指定管理者、PFI、企業のCSR活動による連携など、様々な公民連携のかたちがあります。

本ガイドラインでは、公民連携を**協働型**（市民活動団体、民間事業者が主体的に行う公益活動との連携）、**公共サービス型**（業務委託など、従来市が直接提供していた行政サービスを、事業者等と連携・協力して提供）、**公有財産活用型**（市有財産等の有効活用による市民サービスの向上や新たな財源確保等）に分類したうえで、特に事業者との連携を推進するための基本的な考え方やプロセスを整理するものとします。

図表2 公民連携の分類（本ガイドラインでの整理）

連携類型	相手方	具体例	備考（実施・支援制度等）
協働型	市民等	自治会等の地域活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらき協働基本指針・計画 ・提案公募型公益活動支援事業補助制度
		テーマ型の市民活動との連携	
	大学（学生）	学生による地域貢献活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・提案公募型公益活動支援事業補助制度（学生等連携事業）
		知的資源を活用した事業の共同実施等の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらき×大学連携 共同研究推進事業
	事業者	事業者のCSR活動（※）との連携 （※）地域貢献活動を通じた地域課題解決	<ul style="list-style-type: none"> ・公民連携推進ガイドライン（公民連携民間提案制度）
公共サービス型	事業者	民間ノウハウを活用した行政サービスの提供 ※業務委託（市民サービス提供の委託、内部事務委託など）	行政主導による実施 <ul style="list-style-type: none"> ・茨木市行財政改革指針 ・茨木市アウトソーシング指針 等
			事業者からの提案を端緒とした事業化 <ul style="list-style-type: none"> ・公民連携推進ガイドライン（公民連携民間提案制度）
公有財産活用型	事業者	市有財産等の有効活用による市民サービスの向上や新たな財源の確保等 ※指定管理者制度、公有地貸付・売却、ネーミングライツ、広告事業など	行政主導による実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市有財産利活用方針 ・PPP手法導入指針 等
			事業者からの提案を端緒とした事業化 <ul style="list-style-type: none"> ・市有財産等の有効活用に係る民間提案制度（令和3年9月～）

2-2 公民連携の推進に向けた市の基本姿勢

以下の基本姿勢を踏まえ、新たに創設する民間提案制度を適切に運用することで、公民連携事業の積極的な創出に努め、地域の課題解決や活性化に取り組みます。

図表3 公民連携推進の基本姿勢

①	SDGsを共通言語とした対話の重視 “SDGsの推進”を共通言語に、対等なパートナーとして対話による相互理解を図り、お互いのアイデアや強みの相乗効果が生まれる土壌づくりを行います。	②	持続可能な関係構築 目標を共有し、役割分担と責任の所在を明確にしたうえで、強みや資源を相互に提供する、持続可能な関係構築を目指します。
③	迅速・柔軟な対応 提案は市全体で受け止め、市民や市の利益につながる提案については、迅速かつ柔軟な発想で実現可能性を検討します。	④	提案者のノウハウの保護 提案者独自の権利やノウハウ等の保護に十分配慮します。
⑤	公平性・透明性の確保 常に開かれた窓口を設け、すべての事業者に提案の機会を確保します。 また、連携事業は、オープンな過程で進めることを基本とし、実現した取組みについては、その内容を広く社会に開示することで、新たな取組が広がるよう促します。		

2-3 連携協定の積極的な活用

連携協定は、市と事業者との持続可能なパートナーシップ関係を確認し、周知するための手法の一つであり、連携範囲に応じて包括協定と個別協定に分類されます。

本市としては、新たな価値創造に取り組む意志を持つ「共創パートナー」を増やし、定期的に、又は課題発生時に、市から地域課題を投げかけることができるパイプを繋いでおく必要性から、連携協定の締結について積極的に検討していきます。

連携協定の締結は、公民連携事業の実施を義務付けるものではありませんが、連携に向けた土壌づくりとして、締結先とは年1回以上の継続的なコミュニケーションを図ることとします。

なお、連携協定は、公契約上の優先的取り扱いなどを伴うものではありません。

図表4 連携協定の分類

類 型	説 明	備 考
包括連携協定	市政全般にわたるパートナーシップ関係を確認し、周知するために締結する。	政策企画課が取りまとめて締結する。
個別連携協定	特定の分野・施策におけるパートナーシップ関係を確認し、周知するために締結する。	当該施策の担当課において締結する。

3 公民連携民間提案制度の創設について

3-1 民間提案制度の概要

提案制度の対象は、以下2点とします。

1点目は、**協働型の公民連携**で、事業者のCSR活動との連携により、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上を図ろうとするものです（「**協働型提案**」）。事業者からの協働型提案に対して、市は財政面以外の行政の強みを提供することとし、原則、市の新たな財政負担を要しない連携事業を対話によって導きます。

2点目は、**公共サービス型の公民連携**で、従来、行財政改革指針等に基づき進めてきた取組をさらに推進していくために制度化を行うものです（「**契約型提案**」）。市の新たな財政負担を要する契約型提案は、原則、入札等の手続きにより事業化を行います。

なお、本制度は、市として事業者からの提案募集ルートをもう一つ設けようとするものであり、市に寄せられる全ての提案を本制度で受け付ける趣旨ではありません。特に、市の所管課が明確なソリューション提案等については、これまで通り、当該所管課において直接提案を受け付けることも可能です。

図表5 公民連携の分類と提案制度の関係性

連携類型	相手方	具体例	備考（実施・支援制度等）
協働型	市民等	自治会等の地域活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらき協働基本指針・計画 ・提案公募型公益活動支援事業補助制度
		テーマ型の市民活動との連携	
	大学（学生）	学生による地域貢献活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・提案公募型公益活動支援事業補助制度（学生等連携事業）
		知的資源を活用した事業の共同実施等の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらき×大学連携 共同研究推進事業
	事業者	事業者のCSR活動（※）との連携 （※）地域貢献活動を通じた地域課題解決	<ul style="list-style-type: none"> ・協働型提案 （公民連携民間提案制度）
公共サービス型	事業者	民間ノウハウを活用した行政サービスの提供 ※業務委託（市民サービス提供の委託、内部事務委託など）	<ul style="list-style-type: none"> 行政主導による実施 <ul style="list-style-type: none"> ・茨木市行財政改革指針 ・茨木市アウトソーシング指針 等 事業者からの提案を端緒とした事業化 <ul style="list-style-type: none"> ・契約型提案 （公民連携民間提案制度）
			<ul style="list-style-type: none"> 行政主導による実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市有財産利活用方針 ・PPP手法導入指針 等 事業者からの提案を端緒とした事業化 <ul style="list-style-type: none"> ・市有財産等の有効活用に係る民間提案制度（令和3年9月～）
公有財産活用型	事業者	市有財産等の有効活用による市民サービスの向上や新たな財源の確保等 ※指定管理者制度、公有地貸付・売却、ネーミングライツ、広告事業など	<ul style="list-style-type: none"> 行政主導による実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市有財産利活用方針 ・PPP手法導入指針 等 事業者からの提案を端緒とした事業化 <ul style="list-style-type: none"> ・市有財産等の有効活用に係る民間提案制度（令和3年9月～）

3-2 提案を募集する内容

本市が関わるあらゆる施策分野を対象に、市と事業者が連携して実施することで、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上等が図られる提案を募集します。

市があらかじめ示す政策課題・テーマに沿った提案（テーマ設定型提案）と、提案者の自由な発想に基づく提案（自由テーマ型提案）のいずれも受け付けます。

図表6 提案テーマについて

類 型	説 明	備 考
テーマ設定型 提 案	市があらかじめ示すテーマ（政策課題）に沿った公民連携事業に係る提案	テーマについては、定期的に更新を行い、ホームページ等で公開する。
自由テーマ型 提 案	上記以外の公民連携事業に係る提案	

3-3 対象外となる提案

次のいずれかに該当するものは、本制度の**対象外**とします。

- ① 市が既に実施している業務委託等について、価格引下げ等により、単に事業相手方となろうとする提案
- ② 単なる事業の廃止、縮小等に関する提案
- ③ 法令等に違反する又はその恐れのある提案
- ④ 法令等に基づき、市が直接実施しなければならない事業に関する提案や、政策決定、条例・規則等の制定など行政の意思決定に係る提案
- ⑤ 上記のほか、本提案制度の趣旨に合致せず、明らかに事業化の見込みがない提案

4 提案制度（提案者の資格要件）

4-1 提案者の参加要件

本制度において提案を行う事業者（以下、「提案者」といいます。）は、提案の実効性や事業の持続可能性・継続性等の観点から、提案内容を自ら実行する意思と能力（運営力、資金力、実績等）を有する株式会社、有限会社、NPO法人、公益法人等を想定しています。

グループによる提案も可能としますが、グループの場合には、提案資料において、提案者の代表及び構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

4-2 提案者の制限

次のいずれかに該当する者は、提案者または提案者の構成員となることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- ③ 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中である者
- ④ 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員又は同条第3号に定める暴力団密接関係者である者。
- ⑤ 茨木市税を滞納している者
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- ⑦ 上記のほか、公民連携事業の相手方としてふさわしくないと市長が認める者

5 提案制度（提案区分）

5-1 提案区分について

本制度では、事業者からの提案を『協働型提案』と『契約型提案』に区分します。

5-2 協働型提案

実施にあたって、市の新たな財政負担を要しない提案を『協働型提案』とします。

提案に対して、本市は、地域・関係団体等とのつながりや、市のホームページ等による取組の周知など、財政面以外の行政が持つ強みを提供することとします。

ただし、提案者との対等なパートナーシップ関係のもとで、持続可能なかたちで連携事業を実施していくために必要な実費相当額の経費等は、必要に応じて負担します。

事業化にあたっては、提案者との協働実施を基本としますが、例えば事業の過程で公共施設が一定期間占用されることによって、他の公民連携提案の事業化が制限される場合など、特に公平性を確保すべきと判断した場合は、入札等によって事業相手方を選定します。

5-3 契約型提案

協働型提案以外の提案を『契約型提案』とします。

契約型提案は、それを受けて市において事業化（予算化）を検討する端緒とするためのものであり、契約等の相手方を直接選定しようとするものではありません。

このような位置付けから、提案者の独自ノウハウを活用しながら実証実験として実施するような場合を除き、事業化にあたっては原則として入札等を行います。この際、当該事業に係る提案者であることを理由とした優先的取り扱いはしません。

図表7 提案区分

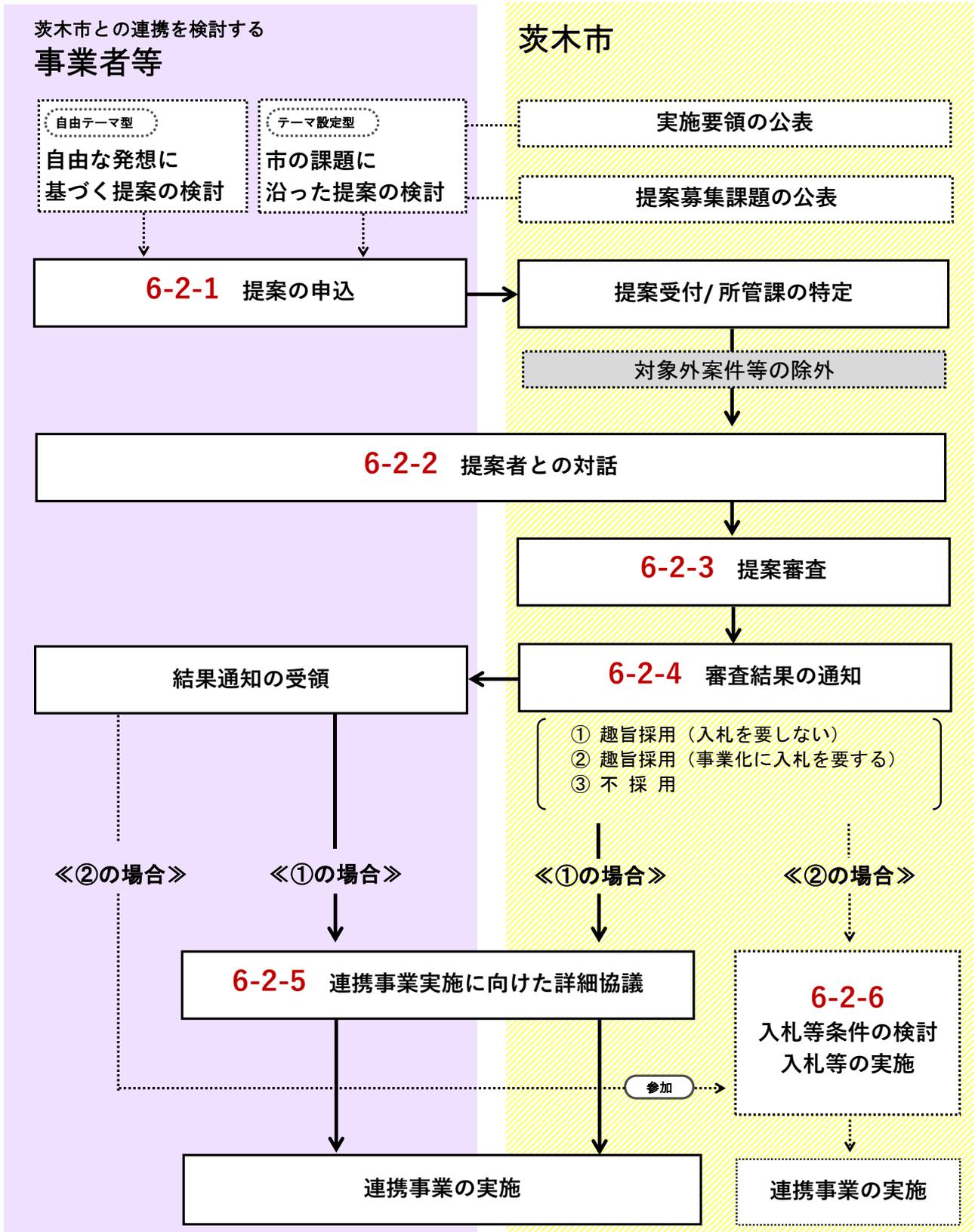
類型	提案内容	事業化ルール	連携協定
協働型提案	市の新たな財政負担を要しない提案 (一定の実費負担等は可能)	(原則) 提案者との事業実施	事業化を契機に、締結を積極的に検討
契約型提案	協働型提案以外の提案 (ソリューション提案等)	(原則) 入札等で相手方選定	-

6 提案制度（協働型提案の事業化に向けた流れ）

6-1 概要（協働型提案）

協働型提案に係る提案受付、審査等の流れは次のとおりです。

図表 8 協働型提案フロー



6-2 詳細な流れ（協働型提案）

6-2-1 提案の申込

以下の書類をメールにより事務局（企画財政部政策企画課）に提出してください。

提案は随時受付していますが、市があらかじめ示すテーマにあつては、受付期間を指定する場合があります。

図表 9 提出書類（協働型提案）

名 称	内 容	様 式
① 公民連携事業提案書	所定の様式に記入	様式 1
② 補足資料	提案の目的や詳細、条件等を記載した資料	任 意
③ 提案者調書	所定の様式に記入	様式 2

6-2-2 提案者との対話

本制度では、市と事業者との対話を重視し、対等な立場でのやり取りの中で、連携事業の内容や条件、互いのニーズや責任の所在等を明確にしたうえで、連携を進めていく持続可能な関係構築を目指しています。

また、対話の中では、提案内容自体の協議に加え、両者の強みや課題意識等も含めて幅広く議論を行い、別の連携事業の可能性も模索したいと考えています。

（参考）提案～対話 詳細フロー

提案受付から対話までの流れは、以下のとおりです。

- ① 事務局において、提案内容が本制度の対象かどうか（「3 提案対象」）、提案者が提案資格を有するかどうか（「4 提案者の資格要件」）の確認を行ったうえで、提案に係る市の所管課を特定します。
- ② 事務局及び当該所管課が合同で、提案者との対話を実施します。
※この段階での所管課特定が困難な場合は、事務局のみで対話を実施します。
- ③ 対話は茨木市役所における面談、またはオンライン会議等により行います。対話方法は、提案者の希望を踏まえ、調整のうえ決定します。
- ④ 対話では、提案者から提案内容について説明いただいたうえで、実施内容や条件、双方のニーズや責任の所在等を確認していきます。また、本市の行政課題や事業化にあたり想定される懸念等をお伝えします。

なお、議題となっている提案だけでなく、別の連携の可能性も模索します。

6-2-3 提案審査

市は、以下の観点を踏まえ、提案の事業化の有無を審査・判断します。

図表 10 審査の観点

項目	観点
公益性	・市の施策の方向性と合致しているか。 ・連携により、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上等につながるか。
実現性	・実現可能な事業計画であるか。 ・市と提案者の役割分担は適切か。
市民理解	・事業内容は、市民の理解が得られるものか。
費用対効果	・具体的な効果が想定されているか。 ・上記効果は、人的コストを含む市の財政負担に見合ったものか。

6-2-4 審査結果の通知

提案の審査結果は、以下いずれかとします。

- ・趣旨採用（提案の趣旨を採用し、事業化に向けた検討を進めると判断した場合）
- ・不採用（事業化に適さないと判断した場合）

上記審査結果を提案者に通知しますが、この段階では市と提案者の間に権利・義務関係が生じるものではなく、必ずしも事業化を保障するものではありません。

また、審査結果に対しては、異議を申し立てることはできません。

趣旨採用と判断した提案については、提案者との協働実施に向けて、提案者との協議を進めることとしますが、特に公平性を確保すべきと判断した場合は、入札等によって事業相手方を選定します。

図表 11 審査結果（協働型提案）

区分	市の判断
趣旨採用	提案の趣旨を採用し、事業化に向けた検討を進めると判断した場合 ※提案者との協働実施に向けて、提案者との協議を進めることとするが、特に公平性を確保すべきと判断した場合は、入札等によって事業相手方を選定する。
不採用	事業化に適さないと判断した場合

6-2-5 審査後の流れ

「趣旨採用」と判断した提案については、審査結果の通知後、事業化に向けて、以下の事項を踏まえて検討を進めます。

- ① 提案者との事業実施に向けて、条件やお互いの役割分担、その他必要事項について協議を進めていきます。
- ② 協議が整った段階で、必要に応じて事業実施に関する協定等を交わしたうえで、連携事業を実施します。

ただし、審査または①の協議のなかで、特に公平性を確保する観点から、入札等によって事業相手方を選定すべきと判断した場合は、以下の事項を踏まえて検討を進めます。

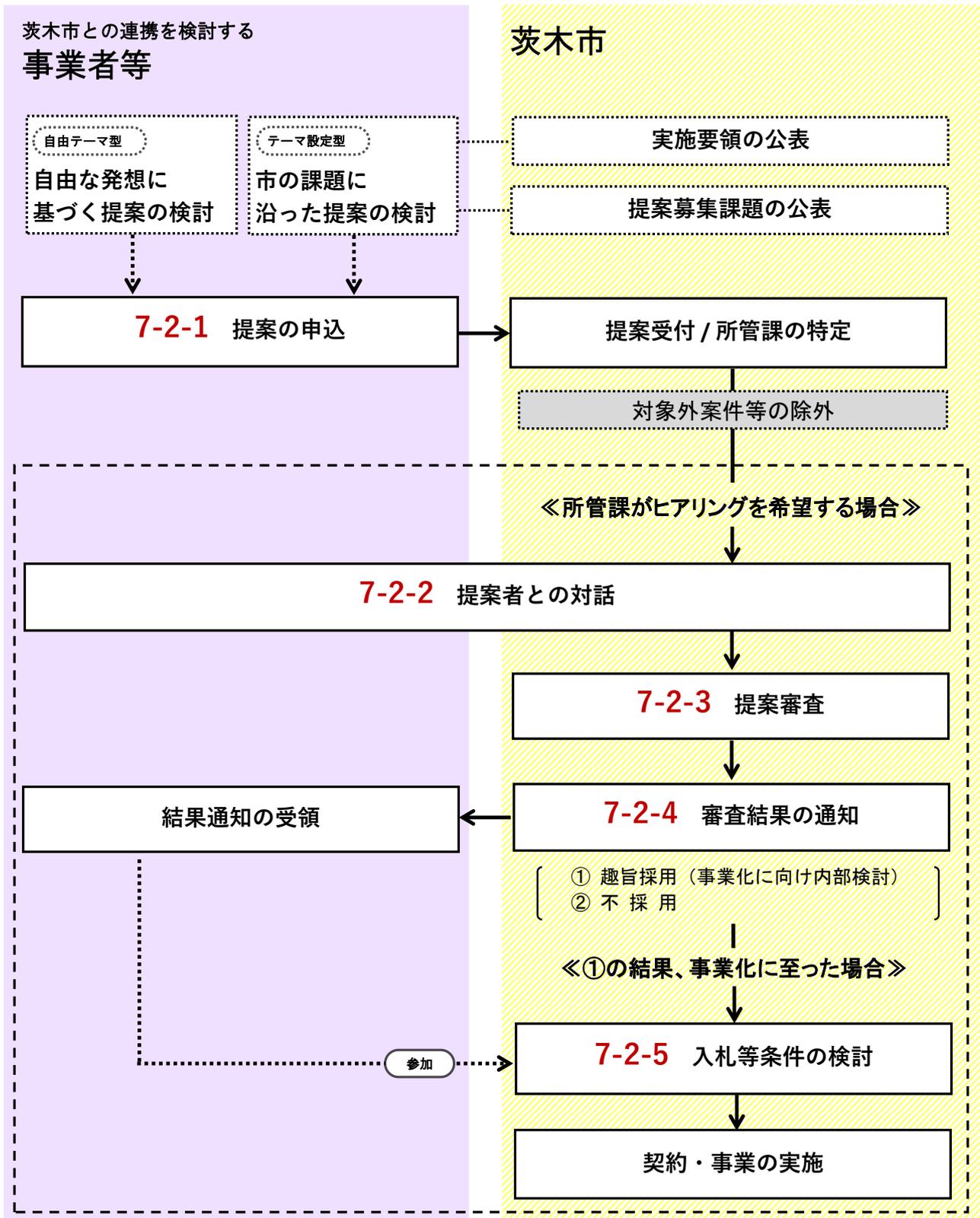
- ③ 入札等の実施にあたり、市は提案者から得た情報の全部または一部を利用し、仕様を作成することがありますが、提案者と事前に協議を行い、提案者独自の権利やノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる情報について、提案者から利用を希望しない旨を明示されたものについては、入札等における公平性、競争性を確保したうえで、その利用について配慮するものとします。
- ④ 入札等にあたって、当該事業に係る提案者であることを理由とした優先的取り扱いはしません。

7 提案制度（契約型提案の事業化に向けた流れ）

7-1 概要（契約型提案）

契約型提案に係る提案受付、審査等の流れは次のとおりです。

図表 12 契約型提案フロー



7-2 詳細な流れ（契約型提案）

7-2-1 提案の申込

以下の書類をメールにより事務局（企画財政部政策企画課）に提出してください。

図表 13 提出書類（契約型提案）

名 称	内 容	様 式
① 公民連携事業提案書	所定の様式に記入 ※市の費用負担額の記載は必須	様式 1
② 補足資料	提案の目的や詳細、条件等を記載した資料	任 意
③ 提案者調書	所定の様式に記入	様式 2

7-2-2 提案者との対話

事務局において、提案内容が本制度の対象かどうか、提案者が提案資格を有するかどうかの確認を行ったうえで、提案に係る市の所管課を特定します。

契約型提案については、提案に係る市の所管課が希望する場合に限り、対話を実施します。対話を実施しない場合は、その理由等を提案者にお知らせします。

7-2-3 提案審査

対話を実施した案件について、以下の観点を踏まえ、市は、提案の事業化の有無を審査・判断します。

図表 14 審査の観点（協働型提案と共通）

項 目	観 点
公益性	・市の施策の方向性と合致しているか。 ・連携により、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上等につながるか。
実現性	・実現可能な事業計画であるか。 ・市と提案者の役割分担は適切か。
市民理解	・事業内容は、市民の理解が得られる内容か。
費用対効果	・具体的な効果が想定されているか。 ・上記効果は、人的コストを含む市の財政負担に見合ったものか。

7-2-4 審査結果の通知

提案の審査結果は、以下いずれかとします。

- ・趣旨採用（提案の趣旨を採用し、事業化に向けた検討を進めると判断した場合）
- ・不採用（事業化に適さないと判断した場合）

上記審査結果を提案者に通知しますが、この段階では市と提案者の間に権利・義務関係が生じるものではなく、必ずしも事業化を保障するものではありません。

また、審査結果に対しては、異議を申し立てることはできません。

趣旨採用と判断した提案については、原則、別途入札等を実施して事業相手方を選定します。

図表 15 審査結果（契約型提案）

区分	市の判断
趣旨採用	提案の趣旨を採用し、事業化に向けた検討を進めると判断した場合 ※提案者の独自ノウハウを活用しながら実証実験として実施するような場合を除き、事業化にあたっては原則として入札等を行う。
不採用	事業化に適さないと判断した場合

7-2-5 審査後の流れ

「趣旨採用」と判断した提案については、審査結果の通知後、事業化に向けて、以下の事項を踏まえて検討を進めます。

- ① 入札等の実施にあたり、市は提案者から得た情報の全部または一部を利用し、仕様を作成することがありますが、提案者と事前に協議を行い、提案者独自の権利やノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる情報について、提案者から利用を希望しない旨を明示されたものについては、入札等における公平性、競争性を確保したうえで、その利用について配慮するものとします。
- ② 入札等にあたって、当該事業に係る提案者であることを理由とした優先的取り扱いはありません。

8 その他留意事項等

- ① 提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。
 - ・ 本要領に定める手続きを遵守しない場合
 - ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ② 提案等に係る書類の作成、提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- ③ 提案書類の著作権は提案者に帰属します。
ただし、提案者は、市の事業化検討における提出書類の利用及び市ホームページ等における事業名称等の情報発信に協力することとします。
- ④ 提案書類等は、茨木市情報公開条例(平成 15 年茨木市条例第 35 号)に基づく公開請求の対象となりますが、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある部分は原則として非公開とします。
- ⑤ 提案者は、提案書類の内容が、第三者の有する特許権等の知的財産権を侵害するものではないことを市に対して保証するものとします。
- ⑥ 提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、提案書提出時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。
- ⑦ 本要領に記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合には、市と別途協議を行うものとします。
- ⑧ 提案内容が、市において過去に同種の実施実績があり、かつ、実施基準等を別途定めているものであるときは、本要領に基づく対話・審査等を行わず、当該基準等に従って調整を進めることとします。
(例) 講座の実施や施設使用に関する提案など